

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖 殿

平成 19 年 3 月 8 日

東京都千代田区岩本町一丁目5番5号

特例有限会社 日 本 司 法 学

代表取締役 山 本 利



回 答 書

前略 2007年(平成19年)3月2日付貴殿の「申入書」を拝読しました。

日本司法学院では、従前、受講申込書に、貴殿ご指摘の文言(以下「本件文言」といいます)を掲載していましたが、近時に出された貴殿掲記の判例の趣旨等に鑑み、すでに、本件文言を総て削除することとし、また、これを踏まえた新たな受講申込書の印刷にとりかかっています。

尚、従前来、日本司法学院では、本件文言を掲載しつつも、受講手続終了後に受講しない旨申し出た者(例年、ほんの数人に留まりますが)については、例外なく、すでに受講を済ませた部分の受講料を除き、全額を返還する扱いをしております。

今後もこの方針に変更はありません。

以上のとおり回答します。

草々